

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので公告する。

平成21年9月4日

香 川 県 収 用 委 員 会

1 起業者の名称

香川県及び小豆島町

2 事業の種類

二級河川別当川水系別当川内海ダム再開発工事並びにこれに伴う県道及び町道付替工事

3 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

所在 香川県小豆郡小豆島町神懸通字荒神地内

地番	地目		地積(m ²)		収用しようとする土地の面積(m ²)	使用しようとする土地の面積(m ²)	備考
	土地登記簿	現況	土地登記簿	実測			
甲2562番	山林	山林	132	132.11	107.80	なし	(収用しようとする土地の区域) 添付実測平面図の2539, 2540, 2541, 2542, BHK1, BHK2, BHK3, 2550及び2539の各点を順次直線で結ぶ赤色の区域

(「添付実測平面図」は、省略し、香川県収用委員会事務局において縦覧に供する。)

4 土地所有者の氏名及び住所

谷口 隆雄 香川県高松市仏生山町乙41番地2

(ただし、土地登記簿上の住所 香川県高松市太田下町1820番地)

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

なし

6 収用の裁決手続の開始を決定した日

平成21年8月31日